

平成24年度 第5回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年8月20日（月）13時00分から13時27分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員（13人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（2人）

	3番	大川原 成彦
	14番	丸 幸良

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第12号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第15号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第18号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は9名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、2番坂口文孝委員、5番松本俊治委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願ひします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 これより日程第2、議案案件に入ります。

議案第12号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の1ページ1件でございます。議案第12号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めるものです。

【議案12号を議案書をもとに朗読】

さんは、平成24年4月19日に享年80歳でお亡くなりになり、妻である さん79歳、他法定相続人4名が、当該農地を相続することになりましたが、相続した農地を耕作することが困難なため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、同法の規定に基づき、農業委員会に対し、被相続人が、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

15番(奥村) 議案第12号についてご説明いたします。

樋ノ口町2丁目の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、国道171号上大市4丁目交差点の南東、約300mのところにあります。農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 なければ、議案第12号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第12号につきましては、証明書を交付することといたします。

議 長 それでは、これより報告案件に入ります。
まずは、報告第15号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第15号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございますが、議案書2ページ1件でございます。
【議案書朗読】
当該申請は西宮市農業委員会に平成24年5月31日付けで提出され、同年6月20日に第2回西宮市農業委員会総会において許可相当として意見書を兵庫県知事に送付していたものが、許可されたものです。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3・4ページ9件でございます。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届

事務局

出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」
でございますが、議案書5ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第18号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第18号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案6ページ2件でございます。

【議案書朗読】

番号1、2は同一世帯での証明願いであり、7月中に実施した現地調査の結果、水稻の作付けがなされ、また、肥培管理も適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳によりそれぞれ年300日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第19号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

委員一同

報告第19号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書7ページ2件でございます。

【議案書朗読】

それぞれの該当農地について7月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

